

小美玉市立玉里学園義務教育学校後援会会則

第1条

本会は、玉里学園義務教育学校後援会（以下「本会」という）と称し、事務局を玉里学園義務教育学校（以下「本校」という）内におく。

第2条

本会の会員は、本校の7～9学年に在籍する生徒の保護者（以下「正会員」という）及び本会の目的に賛同する者（以下「賛同会員」という）をもって組織する。

第3条

本会は、本校教育後援団体として、玉里学園義務教育学校PTAと協力して、本校教育の向上発展ならびに教育的環境の充実をはかることを目的とする。

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 生徒の学業・進路に関わる助成
- 2 学校行事運営のための助成
- 3 教育的環境整備の推進と助成
- 4 生徒指導上必要と認めた場合の助成
- 5 部活動に関わる諸費用の助成

第5条

本会に次の役員を置く。役員は、PTA役員が兼務する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 幹事 若干名

第6条

役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を統括し、会務を処理する。また、総会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはこれを代行する。
- 3 幹事は、本会の事務ならびに会計をつかさどる。

第7条

本会に監事を置く。監事は、PTA監事が兼務する。

第8条

監事の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会計を監査し、総会において報告する。

第9条

総会は、年1回定期（4月）に開き、予算、決算、役員等の承認及び会則の変更等重要事項を審議決定する。また、必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

第10条

本会の経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

第11条

会費は、次のとおりとする。

- 1 正会員 月額1,000円とする。（4月～3月）
- 2 賛同会員 金額の制限はなしとする。

第12条

本会の会計年度は、4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第13条

本会の会則は、総会の過半数以上の同意を得て変更することができる。

付 則

- 1 本規約は、令和3年4月1日から施行する。